

経営対策部・青年部共催 **ビジネススキルアップセミナー 雇用助成金講座 開催!**

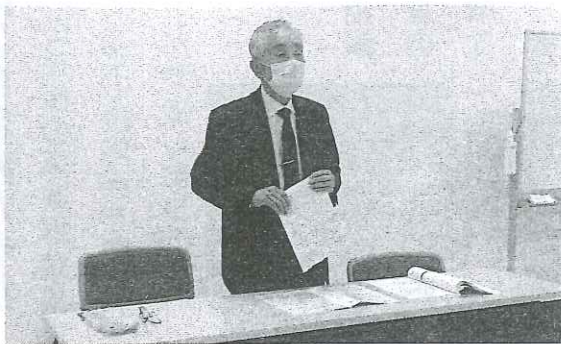


4月28日にビジネススキルアップセミナー  
 Ⅰ・雇用助成金講座が東区プラザを会場に開催  
 され、11名が参加しました。

社労士・上村寛治さん(曾野木支部会員)を  
 講師に迎え、数多くある制度の中から比較的獲  
 得しやすい助成金について説明がありました。

今回は「新型ウイル  
 ス対応の雇用調整助  
 成金」をはじめ、経験  
 の浅い労働者を雇用  
 し訓練する「トライア  
 ル雇用助成金」、60  
 ～65歳の雇用保険  
 加入者がいて65歳  
 を超えた定年等を延  
 長する「定年延長(6  
 5歳超助成金)」、非正規・派遣労働者等を正規  
 職員に転換する「キャリアアップ助成金」など  
 10種類の助成金を紹介。

参加者からの「ハローワークを経由してい  
 ないが、雇用した後では遅いのか?」という質問  
 を受け「雇用助成金は、理屈は簡単だが要件が  
 細かく厳しいものが多い。事前に認可やハロー  
 ワークを経由する必要があるものが多いので、  
 あらかじめよく調べておくことが重要」と申請  
 に当たったの注  
 意点について説  
 明しました。



今回の雇用助  
 成金講座は「興味  
 があるが日程が  
 合わない」とい  
 う人も多くいた  
 たため、民商では継続  
 して計画してい  
 く予定です。

新潟民商

新潟民主商工会  
 新潟市沼垂西3丁目  
 電話(243)0141  
 21年5月17日

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新潟県の営業時間短縮の協力要請に応じた飲食店等に対して協力金が支給されます。

要請内容: 4/21~5/9の期間、午前5時~午後9時までの時間短縮営業 ※酒類の提供は午後8時まで

対 象: ①接待を伴う飲食店(スナックなど) ②酒類を提供する飲食店(居酒屋など)

支 給 額: 47.5万円~380万円(1日あたりの売上が8万3333円以下の店舗は期間中1日2万5千円)

必要書類: 下記参照

①申請書 ②営業許可書の写し ③営業時間短縮の実施状況がわかるもの(はり紙など)

④今年の売上、前年または前々年の売上がわかるもの

法人…法人税確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え等

個人…確定申告書の控え、青色申告決算書の控え等(青色申告の場合)

共通…今年4・5月の売上台帳等の写し、前年または前々年の4・5月の売上台帳の写し

⑤施設の外観・内観写真(店舗名が確認できるものと感染対策の確認ができるもの) ⑥本人確認書類(個人のみ)

⑦酒類を提供していることがわかるもの(メニュー表の写しなど) ⑧銀行口座の写し

日程

- ・ 統一行動週間 5月17日~23日
- ・ 三役会議 5月25日(火)
- ・ 第2回理事会 6月1日(火)

コロナ感染症拡大防止協力金相談会

〔亀田支部〕 5月17日(月)

午後2時半30分~4時  
 亀田駅前地域交流センター

〔北東ブロック〕 5月21日(金)

午後2時~4時  
 東区プラザ



## 各地域で新型コロナウイルス対策相談会を開催中。みんなで力を合わせて、この困難を打開していこう！

### 西区6支部合同で相談会を開催

4月30日に西区（西内野、中野小屋、内野、寺尾、小針、黒埼）を対象とした一時支援金と事業継続支援金の説明会を、たいら事務所にて開催。3名が参加しました。

はじめに野上会長が「活用できる制度は活用して商売が続けられるよう頑張りましょう」とあいさつ。その後、松本副会長から、制度の詳細な説明が行われました。



足並み揃えて事業継続支援金の申請から着手。申請書類記入にあたり不明な部分を確認しながら進行了ました。申請には、店舗の写真等も必要のため、この場で申請準備を完了することは出来ませんでした。準備の完了が出来しだい申請し、続けて新潟市の支援金を申請する予定です。

一時支援金についても同時に進行していきませんが「緊急事態宣言の影響を受けて」という部分の証明が障害になっています。集まった仲間と相談して解決していきましよう。

### 中央区の相談会に20名超が参加

10日に民商会館にて中央区の事業継続支援金・一時支援金・時短協力金の説明会を開催し、会外の方も含め20名以上が参加しました。

最初に松本副会長から「一時支援金の対象が広がっている。事前確認は民商に相談を」と参加者に訴え、自身の経験を踏まえながら詳細な説明が行われました。参加者からは「開業間もない業者も対象になるのか」などの質問が出され、丁寧に答えていました。

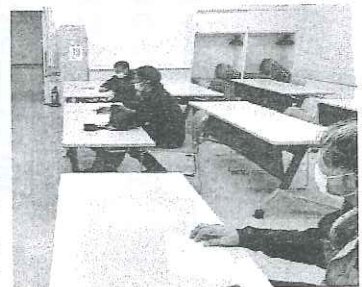


その後、各支援金に分かれ申請書の記入やスマホを使い各自で申請。その中でも時短協力金の申請が必要書類も多く、支給額計算フローチャートもあり複雑です。10日に開始された制度ということもあり、引き続き相談会を開催していきます。今後も一時支援金の第2弾「月次支援金」、事業継続支援金の対象を「飲食店と取引がある店」へと拡充したのも出てきました。赤梓ニュースを要チェックですー！

### 消費税インボイス学習会を開催！

黒埼支部

今年10月から発行事業者の登録が予定されているインボイス制度。このままでは混乱が必至だと支部役員会で対策が議論され、4月26日に消費税インボイス制度対策学習会が行われました。



これまでの消費税の仕組みを確かめながら、軽減税率を含めた売上税額計算や仕入税額計算の特例、解りにくい各種経過措置などを説明。参加者は極めて煩雑になる事務負担を実感し憤りを募らせていました。また自動車販売を営んでいる高橋支部長は、個人からの買い取りや下取りについての仕入税額控除はどういう扱いになるかなどの不安もていしていました。

消費税免税業者が取引から排除される可能性があり死活問題となるインボイス制度を廃止する運動を、今年10月までに大きく広げることが最大の解決策と士気を高めていました。

### なんでも話せる班・支部の集まりを開こう！

### 第6回常任理事会を開催

新潟民商では4月27日に第6回常任理事会を開催しました。冒頭、野上会長が「参加支部は少ないが、きたんのない意見を出し合って欲しい」と挨拶。討議資料の説明が行われた後、討論に入りました。

討論では亀田支部の黒井誠さんが支部で取り組んだ相談会の経験を報告。黒井さんは「役員が手分けをしてチラシ撒きや案内をしたおかげで、会外業者の参加は無かったが飲食の会員が全員参加した。これを教訓にして引き続き宣伝活動を強めたい」と話しました。

また黒埼支部の高橋忍さんは支部での消費税学習会を報告。高橋さんは消費税・インボイスの具体的な例を示しながら「こんなに危険な制度は廃止させるしかない。署名を大きく集めよう」と話しました。

常任理事3年目の小針支部・野沢真さんは「民商のことが一人ひとりの会員まで伝わっていないのがもったいない。伝える手段を考えてはどうか？」と自らの経験もふまえながら議論を活発化させていました。

会議の最後には第74回定期総会を7月18日（日）に午後1時から開催することを確認し閉会しました。